

陳情第72号 八幡東ニュータウン調整池の清掃・しゅんせつ作業の実施について

＜八幡東ニュータウン造成工事（都市計画法に基づく開発行為）概要＞

- 名 称 : 八幡東ニュータウン（開発面積：14ha）
- 開 発 者 : 大阪府八尾市清水町1丁目1番18号  
大阪開発業協同組合
- 開発場所 : 北九州市八幡東区清田四丁目ほか
- 雨水調整池 : 幅14.5m×長さ31.0m×深さ8.0m  
容量 2,800m<sup>3</sup>
- 流末河川名 : 槻田川
- 雨水調整池管理者 : 開発者
- 完 成 : 平成4年3月



＜管理協議（平成4年1月）の骨子＞

雨水調整池の帰属：開発者

条件：開発者は調整池の安全と正常な機能を維持するために十分な維持管理を行うこと。

## 都市計画法

### 抜 粋

#### (公共施設の管理者の同意等)

第 32 条 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。

2 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなければならない。

3 前 2 項に規定する公共施設の管理者又は公共施設を管理することとなる者は、公共施設の適切な管理を確保する観点から、前 2 項の協議を行うものとする。

#### (開発行為等により設置された公共施設の管理)

第 39 条 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により公共施設が設置されたときは、その公共施設は、第 36 条第 3 項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づく管理者が別にあるとき、又は第 32 条第 2 項の協議により管理者について別段の定めをしたときは、それらの者の管理に属するものとする。

国土交通省「宅地開発に伴い設置される流出抑制施設の設置及び管理に関するマニュアル」  
(平成12年7月制定)

抜 粋

2 「新規」の流出抑制施設について

2. 8 暫定調整池の管理

暫定調整池を設置する場合においても、管理者について別段の定めをしない限り、地方公共団体が行うことが望ましい。暫定調整池として設置及び維持管理を開発者に行わせる場合にあつては、河川、下水道等の管理者の判断に基づき、開発許可・宅地防災担当部局がその設置期間を「宅地開発に関連する区間の河川の一定の改修が完了するまでの期間とすること」のように具体的に開発者に明示する必要がある。

3 「既設」の流出抑制施設について

3. 2 既設の流出抑制施設の継続管理

既設の洪水調節（整）池の機能の維持が必要と判断された場合、管理方法が明確にされていないものについては明確化を図るとともに、新規設置に準じた管理措置を講ずるものとする。

また、既設の貯留浸透施設等についても同様の措置を講ずることとする。

3. 4 民間が管理する流出抑制施設

民間が管理することとなる流出抑制施設の維持管理については、地方公共団体とその施設の管理者との間で管理協定を締結するものとし、管理協定の内容については新規に設置する流出抑制施設に準じた内容とする。